環境省

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）

ハイブリッド及び天然ガス トラック・バス導入支援事業について

公益財団法人北海道環境財団
HOKKAIDO ENVIRONMENT FOUNDATION

補助事業の目的

○　トラック・バス所有事業者等に対し、一定の燃費性能を満たすハイブリッド及び天然ガストラック・バスを導入する事業に要する経費の一部を補助することで、トラック・バスの運行における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。

補助対象事業者及び補助対象車両

補助対象車両は、財団ホームページに掲載する事前登録情報に記載された車名、型式等に該当する車両

1　補助対象車両	2　補助金の交付を申請できる者（注）
ハイブリッド及び天然ガストラック ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	①又は③（①に貸し渡す者に限る。）
ハイブリッド及び天然ガスバス（定員11人以上） ・ハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車	②又は③（②に貸し渡す者に限る。）

（注）①～③は以下のとおり
① トラックを事業の用に供する者。
② バスを事業の用に供する者。
③ トラック又はバスの貸渡し（リース）を業とする者（①又は②に貸し渡す者に限る。）

補助対象事業の要件

(2) 補助対象車両は、**令和７年４月１日から令和８年２月２７日（金）**

（補助対象車両を**購入後に交付申請する場合**は**令和８年１月３０日（金）**）

までに新車として新規に登録する（された）車両であること。

（割賦販売による所有権留保は認められません。）

補助金額

トラック・バスのいずれも、補助対象となるハイブリッド及び天然ガス自動車と同クラスの標準的燃費基準自動車との**価格の差額の２分の1**となります。

申請受付期間

■**令和７年７月１日（火）から令和８年１月３０日（金）**

・**申請に係る審査は申し込み順**に行いますが、**予算額の残額が２割程度に達した場合は、申請受付期間を当該日付から１か月（30日）後まで**とします。

ただし、予算残額を超える申請があった場合、当該日付以降の申請については書類審査の後、**抽選等により補助事業者を決定**します。

・受付状況は、財団ホームページで公表いたします。

申請方法

■ **電子申請システム jGrants※又はＥメール等で提出してください。**

※jGrants とは、デジタル庁が運営する補助金申請システムです。

※jGrants ホームページ URL：https://www.jgrants-portal.go.jp/

※必ず jGrants 入力手引をダウンロードして入力手順・ルールを確認頂いた後、入力をお願いします。

※jGrants 申請にあたっては、G ビズ ID【gBiz プライム】の取得が必要です。

gBizID ホームページ内をご覧いただき（URL：https://gbiz-id.go.jp/）、公募開始前からのご準備をお勧めいたします。（無料で取得できます。）

補助金申請等必要書類の提出

申請に必要な書類は補助金申請の種類によって異なります。

補助金申請の種類は次のとおりになります。

「通常申請」：補助対象車両を**購入する前**に行う申請

「実績申請」：補助対象車両を**購入後**に行う申請

申請書等必要書類の正本1部（PDF）を財団に提出してください。

なお、申請者は必要書類（オリジナルファイル※）を保管しておいてください。

※アップロードされたファイルそのものとなります。

補助金申請等必要書類の提出＜通常申請①＞

＜交付申請書提出時＞

① 提出資料一覧表（その１）

② **交付規程様式第１（交付申請書）及び交付規程様式第１（その2）**

③ 申請者が法人である場合は、現在事項全部証明書の写し（コピー）

申請者が個人事業者である場合は、住民票の写し（コピー）又は自動車運転免許証の写し（コピー）

④ 補助対象経費に係る見積書の写し（コピー）

⑤ 自動車賃貸借契約書（契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書（案））の写し（コピー）（リースの場合に限る）

⑥ リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの）(リースの場合に限る。)

補助金申請等必要書類の提出＜通常申請②＞

＜財団の交付決定通知を受け、車両を購入した後＞

① 交付規程様式第１２（完了実績報告書）及び交付規程様式第１２（その２）

② 交付規程様式第１１（取得財産等管理台帳）- 取得財産等管理台帳がある場合は提出

② 補助対象経費に係る請求書の写し（コピー）

③ 補助対象経費に係る支払いを証する書類（領収書等）の写し（コピー）

④ 補助対象車両の自動車検査証（自動車検査証記録事項を含む。以下同じ。）の写し（コピー）

⑤ 自動車賃貸借契約書の写し（コピー）　（リースの場合に限る）

⑥ リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの）　（リースの場合に限る）

＜財団の交付額確定通知を受けた後＞

① 交付規程様式第１５（精算（概算）払請求書）

交付申請書等の審査

審査基準は、次のとおりです。

① **申請者が間接補助事業者の要件を満たしているか**

② 申請に係る補助対象車両は「事前登録された補助対象車両」であり、かつ、基準額が正しいか

③ 申請書の添付書類（現在事項全部証明書、見積書、請求書、領収書等）は正しく記載されたものか

④ 申請者がリース事業者の場合、貸渡し先事業者と正しく契約されているか

⑤ 補助金がリース料金に反映されているか

⑥ 導入された補助対象車両の自動車検査証の記載内容は、申請内容及び添付書類の内容と一致しているか

事業報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了した日（新車新規登録日）からその年度の3月末までの期間及びその後の１年間について、年度毎に当該年度の終了後３０日以内に**交付規程様式第１７（事業報告書）、二酸化炭素（CO2）排出量計算表**を財団へ提出してください。

本件に関する問い合わせ先

公益財団法人 北海道環境財団

電話：011-206-1573

※受付時間：平日　午前9時30分～午後６時（正午～午後１時除く）

問い合わせメールアドレス：trkbus_ask@heco-hojo.jp

(アンダーバー)　(ハイフン)